

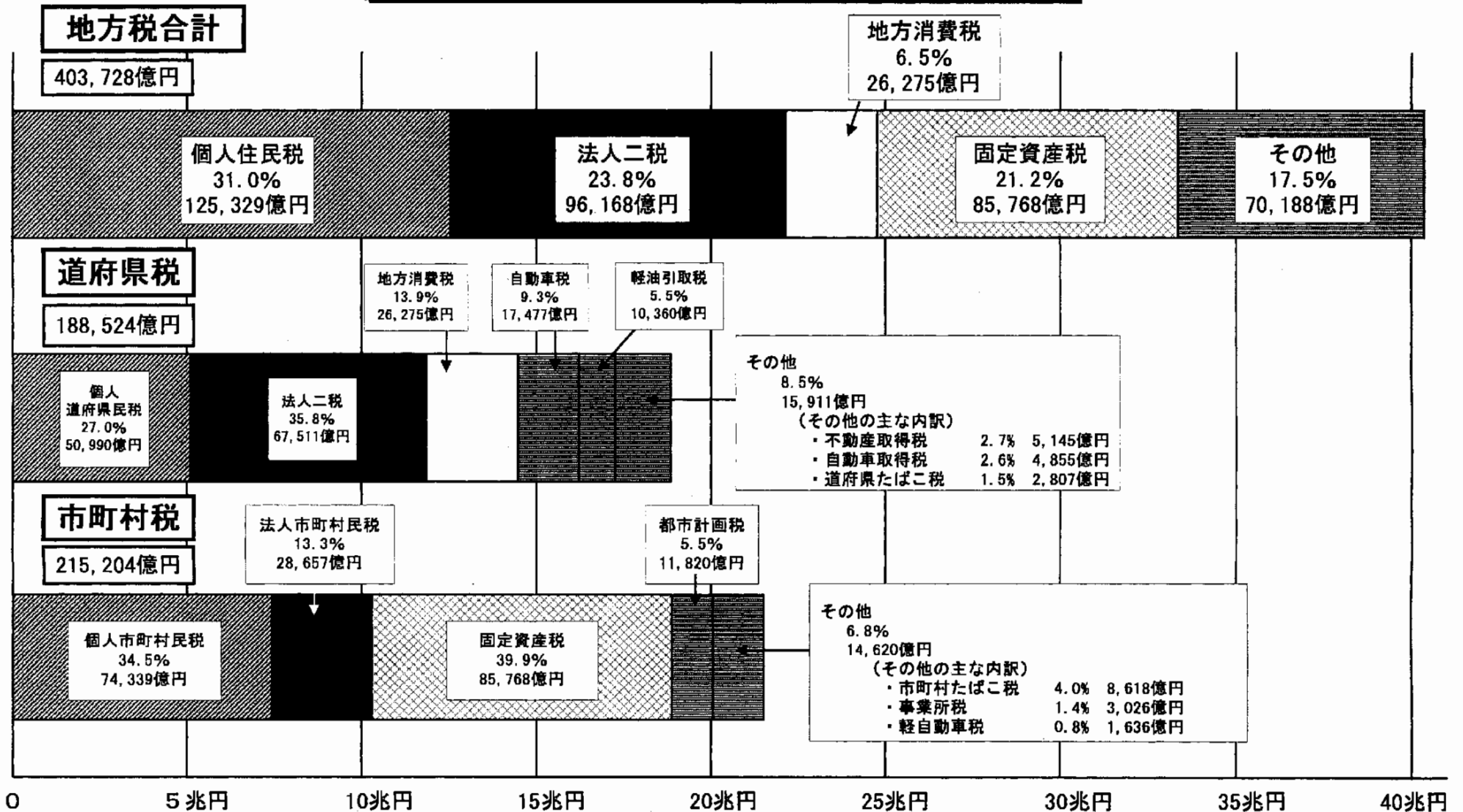
資 料

（個人所得課税（地方税））

目 次

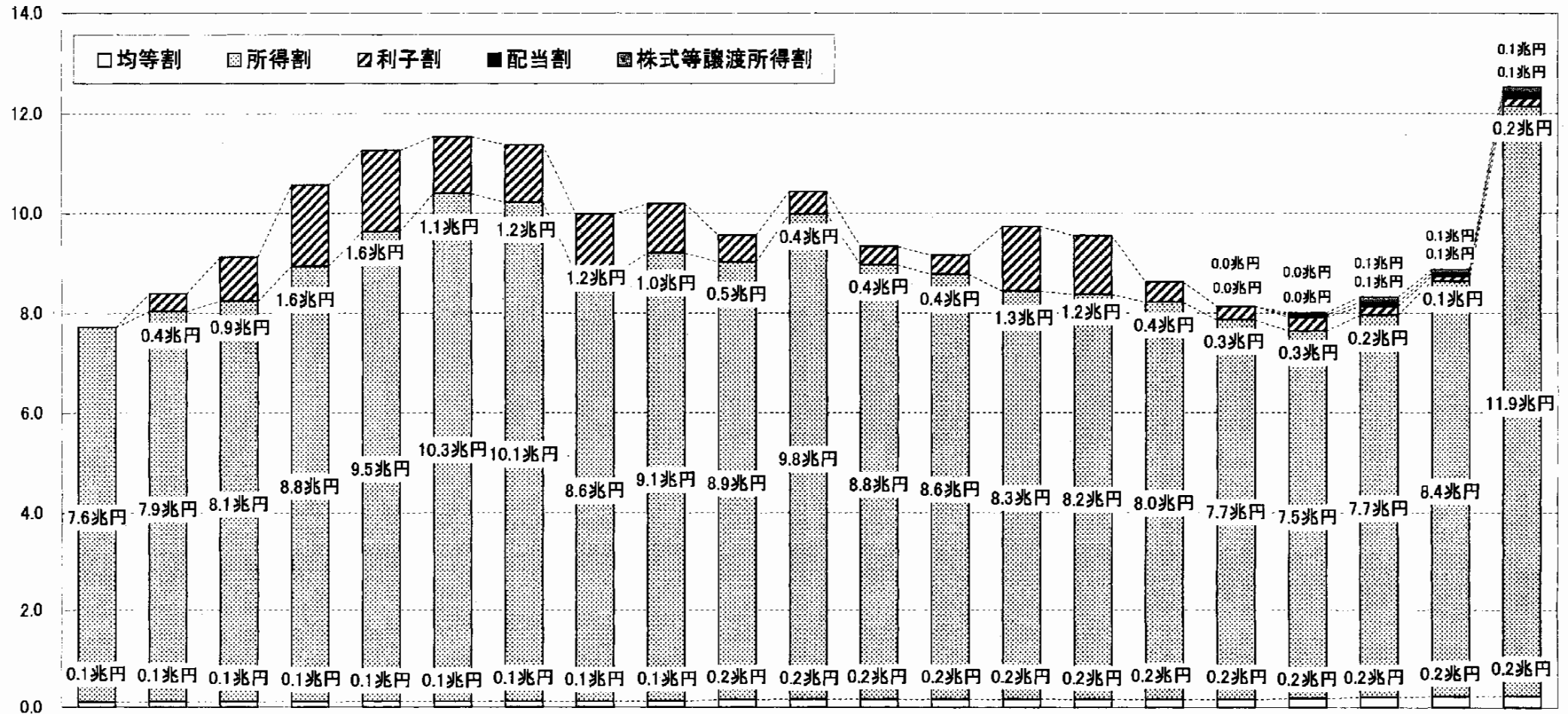
・ 地方税の税収内訳（平成19年度地方財政計画額）	1
・ 個人住民税収の内訳の推移	2
・ 個人住民税の概要（その1）	3
・ 個人住民税の概要（その2）	4
・ 給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート	5
・ 個人住民税の課税最低限の推移	6
・ 人的控除の概要	7
・ 基礎的な人的控除について	8
・ その他の所得控除制度の概要（個人住民税）	9
・ 個人住民税における税額控除	10
・ 退職所得の課税方式（個人住民税）	11
・ 個人住民税に関する最近の主な改正事項	12
・ 年金受給者世帯と給与所得者世帯との個人住民税の課税最低限の状況	13
・ モデル年金額と個人住民税の課税最低限	14
・ 税源移譲後の所得税・個人住民税の税率	15
・ 税源移譲に伴う個人住民税の税率構造の改正	16
・ 税源移譲に伴う所得税・個人住民税の税額について	17
・ 10%比例税率化による人口1人当たり税収額の変化	18
・ 地震保険料控除の創設（個人住民税）	19

地方税の税収内訳（平成19年度地方財政計画額）



- (注) 1 各税目の%は、地方税・道府県税・市町村税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 地方財政計画額（超過課税分及び法定外税を除く）である。
 3 個人住民税は、配当割、株式等譲渡所得割及び利子割を含む。
 4 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の合計である。
 5 法人二税は、道府県民税（法人均等割、法人税割）、法人事業税の合計である。

個人住民税収の内訳の推移



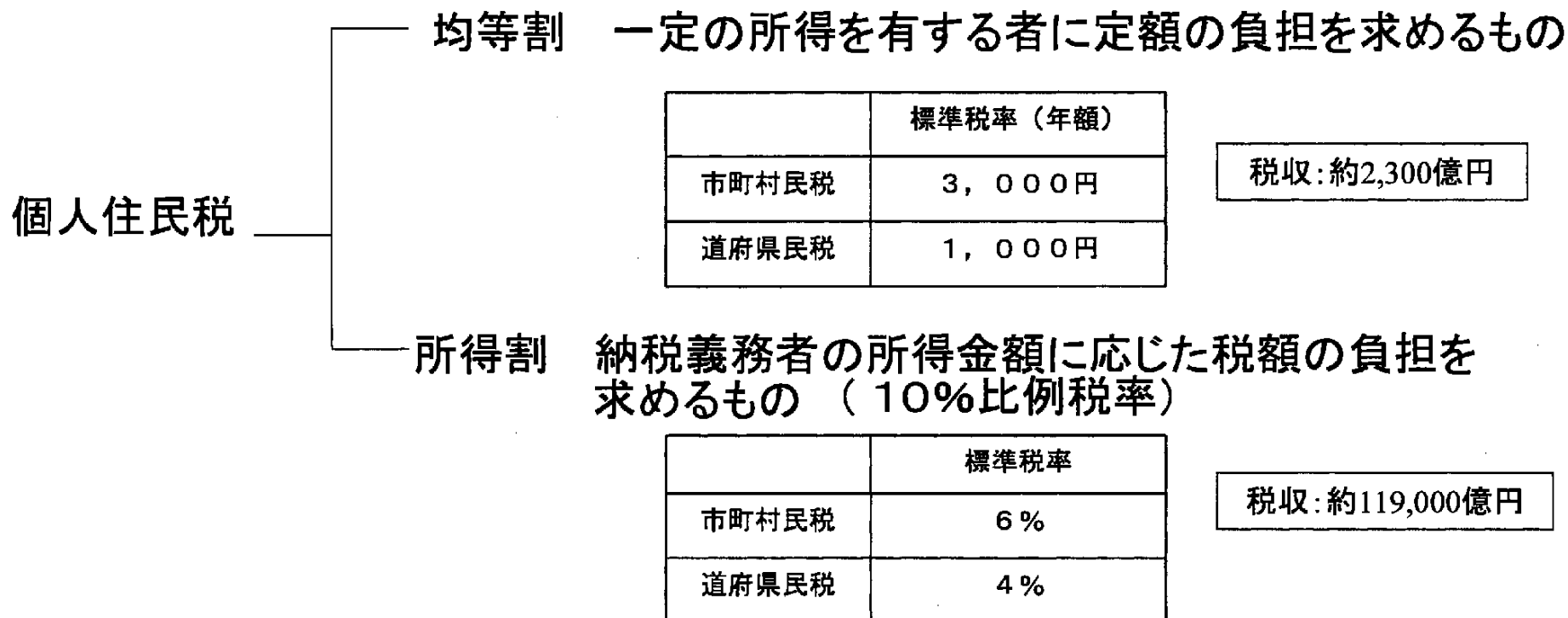
(単位: 兆円)

年度	62 (1987)	63 (1988)	元 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
全体	7.7	8.4	9.1	10.6	11.3	11.5	11.4	10.0	10.2	9.6	10.4	9.3	9.1	9.7	9.5	8.6	8.1	8.0	8.1	8.9	12.5
・所得割の税率構造の改正(63年度～)																					
・人的控除の引上げ(63年度～)																					
・配偶者特別控除の創設(63年度～)																					
・利子割の創設(63年度～)																					
・所得割の税率構造の改正(元年度～)																					
・人的控除の引上げ(2年度～)																					
・所得割の税率構造の改正(7年度～)																					
・人的控除の引上げ(7年度～)																					
・給与所得控除の引上げ(7年度～)																					
・特別減税																					
・均等割の引上げ																					
・特別減税																					
・所得割の税率構造の改正																					
・特別減税																					
・最高税率の引下げ																					
・定率減税																					
・扶養控除額の加算(12年度～)																					
・配偶者特別控除(上乗せ部分)の廃止(17年度～)																					
・年金課税の見直し(18年度～)																					
・均等割の見直し																					
・配当割等の創設																					
・定率減税の縮減(18年度～)																					
・税源移譲に伴う比例税率化(19年度～)																					
・定率減税の廃止(19年度～)																					

(注) 平成17年度までは決算額、18年度は収入見込額、19年度は地方財政計画による。

個人住民税の概要(その1)

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。
- 納税義務者は、市区町村(都道府県)に住所を有する個人である。



- (注) 1. このほか、個人に課される住民税として、道府県民税利子割、配当割及び株式等譲渡所得割がある。
2. 道府県民税の徴収も市町村民税と併せて市区町村が行っている。
3. 税収は、平成19年度地財計画ベース。

個人住民税の概要(その2)

- 利子割、配当割、株式等譲渡所得割は、道府県民税となっている。
- 市区町村へは、都道府県が収入した金額の一定割合が交付される。

○利子割 利子等に対する課税

税率 5%

税込:約1,600億円

○配当割 一定の上場株式等の配当等に対する課税

税率 5%(平成16年1月1日~平成21年3月31日の間は3%)

税込:約1,100億円

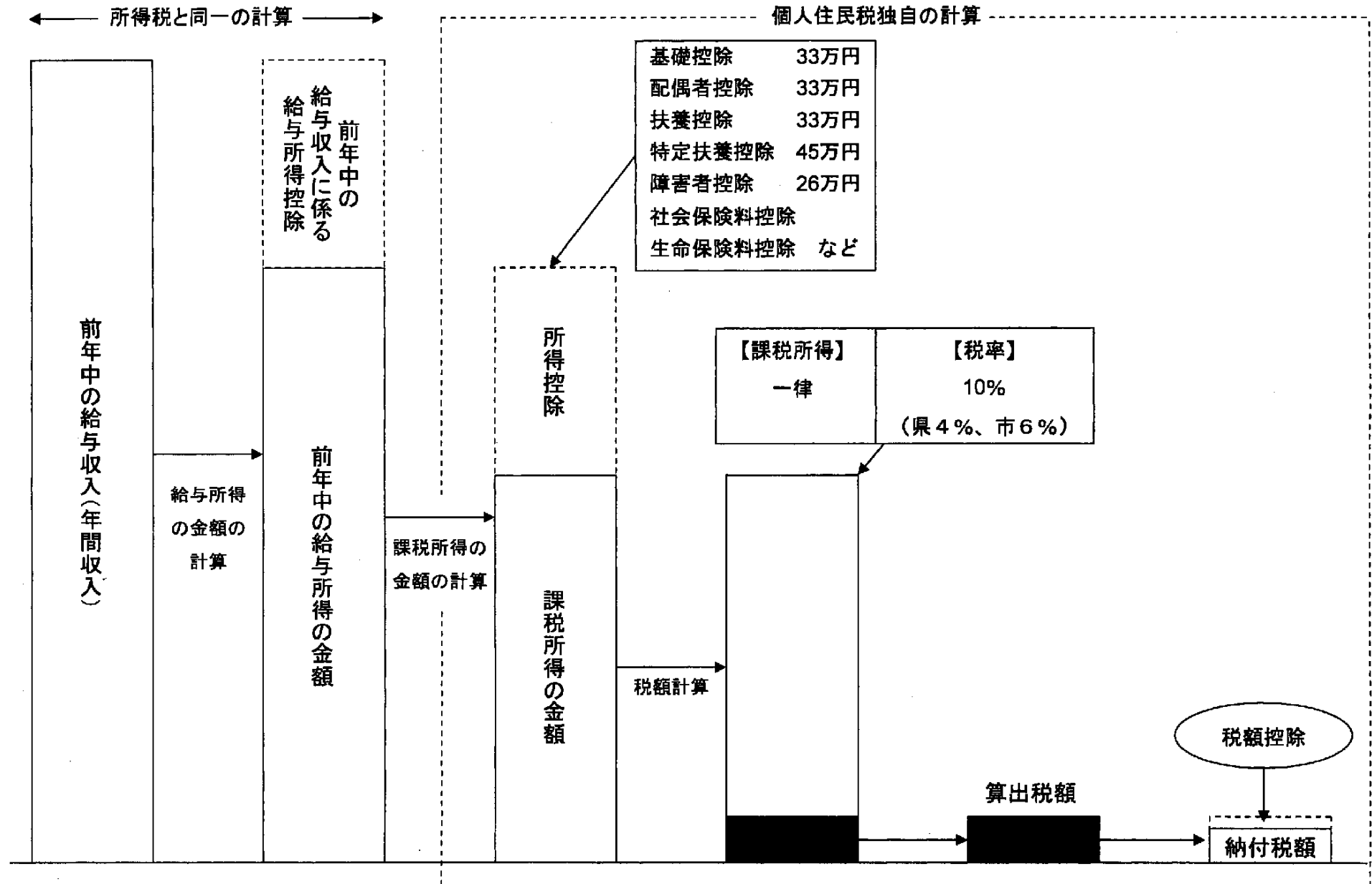
○株式等譲渡所得割 一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得に対する課税

税率 5%(平成16年1月1日~平成20年12月31日の間は3%)

税込:約1,000億円

(注) 税込は、平成18年度決算見込額ベース。

給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート



個人住民税の課税最低限の推移

(単位：万円)

		昭和62年度	現 行
個 人 住 民 税	夫婦子3人の給与所得者	232.5	325.0
	夫婦子2人の給与所得者	191.2	270.0
	夫婦子1人の給与所得者	147.1	195.0
	夫婦のみの給与所得者	117.2	145.5
	独身又は共働き世帯の給与所得者	89.2	108.8

(注) 1. 非課税限度額(※)以下であれば、課税最低限を超えている場合でも課税されない。

(※) 低所得者の税負担に配慮して、収入が一定水準以下の者については個人住民税を非課税とする基準額

2. 現行の夫婦子3人の給与所得者の場合、子のうち1人を特定扶養親族に該当するものとしている。

3. 現行の夫婦子2人の給与所得者の場合、子のうち1人を特定扶養親族に該当するものとしている。

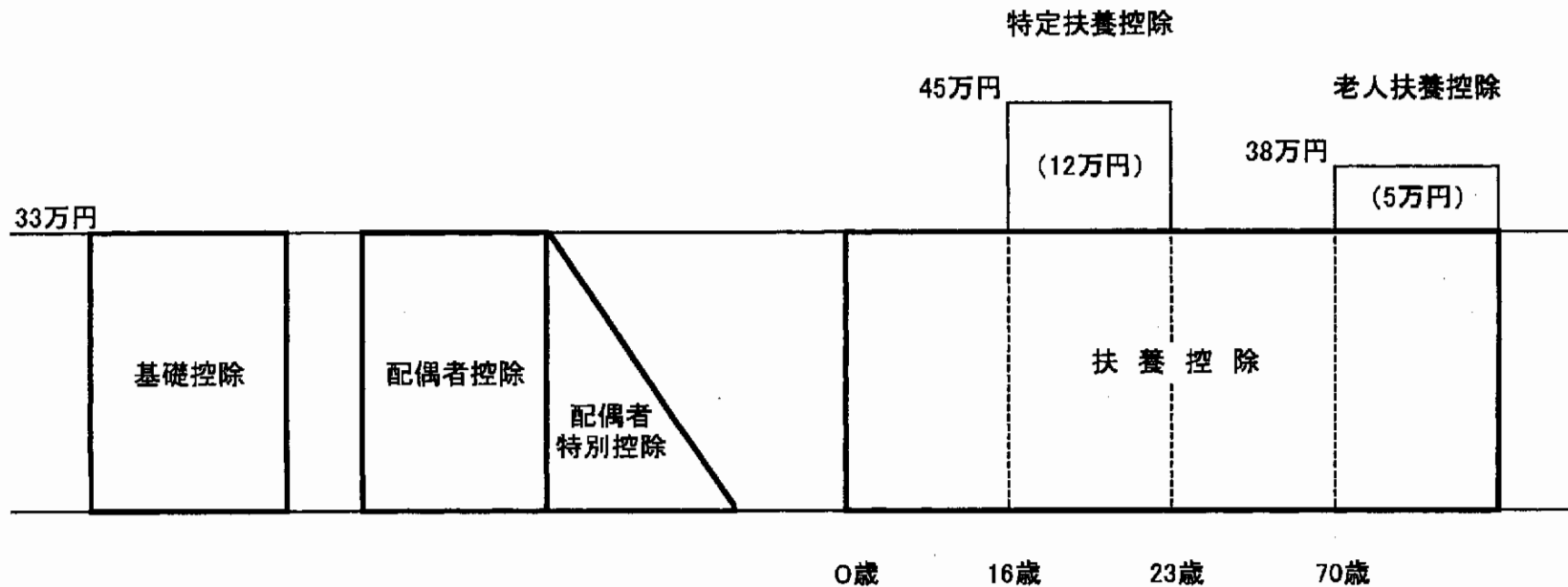
人的控除の概要

区 分		創設年(度)		対 象 者	控除額		本人の所得要件		
		所得税	個人住民税		所得税	個人住民税			
基 礎 的 な 人 的 控 除	基 礎 控 除		昭和22年 (1947年)	昭和37年度 (1962年度)	・本人	38万円	33万円		
	配 偶 者 控 除	控 除 対 象 配 偶 者	(昭和36年) (1961年)	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円		
		老 人 控 除 対 象 配 偶 者	昭和52年 (1977年)	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円	38万円		
		(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	昭和58年度 (1983年度)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円		
	扶 養 控 除	扶 養 親 族	昭和25年 (1950年)	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円		
		特 定 扶 養 親 族	平成元年 (1989年)	平成2年度 (1990年度)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円		
		老 人 扶 養 親 族	昭和47年 (1972年)	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円		
		(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	昭和58年度 (1983年度)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円		
		(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	昭和55年度 (1980年度)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円		
	特 別 な 人 的 控 除	障 害 者 控 除		昭和25年 (1950年)	昭和37年度 (1962年度)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円	
(特別障害者控除)		昭和43年 (1968年)	昭和43年度 (1968年度)	・上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円			
寡 婦 控 除		昭和26年 (1951年)	昭和37年度 (1962年度)	・次の要件のいずれかに該当する者 ①夫と死別したもの ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得 500万円以下		
(特別寡婦加算)		平成元年 (1989年)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	+4万円	年間所得 500万円以下		
寡 夫 控 除		昭和56年 (1981年)	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得 500万円以下		
勤 労 学 生 控 除		昭和26年 (1951年)	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	26万円	年間所得が65万円以下、かつ給与所得等以外が10万円以下		

(注)昭和36年度以前においても、市町村が採用する課税標準の種類によっては、所得税の所得控除が反映される仕組みとなっていた(例:所得税額を課税標準とする場合)。

基礎的な人的控除について（個人住民税）

（割増・加算）
（基礎的な控除）



（参 考）配偶者控除の沿革

昭和37年度 扶養控除（配偶者は扶養親族として適用）の創設

※昭和36年度以前においても、市町村が採用する課税標準の種類によっては、所得税の所得控除が反映される仕組みとなっていた（例：所得税額を課税標準とする場合）。

昭和41年度 配偶者控除の創設

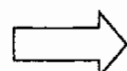
その他の所得控除制度の概要（個人住民税）

控除の種類	概 要	控 除 額 の 計 算 方 式
雑 損 控 除 ※	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① （災害損失の金額＋災害関連支出の金額）－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除 ※	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額}$ (最高限度額 200万円)
社会保険料控除 ※	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除 ※	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額3万5千円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額3万5千円）
損害保険料控除 (平成20年度分以後、廃止)	損害保険料を支払った場合に控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 短期損害保険契約2千円、長期損害保険契約1万円 合計 1万円）
地震保険料控除 (平成20年度分以後、適用)	地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料を支払った場合に控除	支払った保険料の金額の2分の1の金額を控除（最高限度額2万5千円） (平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、一定の経過措置あり)
寄 附 金 控 除	次の寄附金を支払った場合に控除 ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 ② 住所地の都道府県共同募金会に対する一定の寄附金 ③ 住所地の日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金	次のいずれか低い方の金額 ① 寄附金の合計額 ② 年間所得金額×25% －10万円＝寄附金控除額

※ 「控除の種類」欄に「※」を付しているのは、所得税とまったく同様の計算方式としている控除である。

個人住民税における税額控除

税額控除名	趣 旨
配 当 控 除	個人所得課税と法人課税との二重課税の調整
外 国 税 額 控 除	国際間の二重課税の調整
配 当 割 額 控 除	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除
株式等譲渡所得割額控除	


 二重課税を調整する趣旨のもの

※ 平成19年度以後、税源移譲に伴い、所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するための控除が適用されている。

(参考) 税額控除における政策的控除の例

対象	税額控除名	所得税	個人住民税
個人	住宅借入金等特別控除	有	無
	政党等寄付金特別控除	有	無
青色申告者	試験研究費が増加した場合等の特別控除	有	無
	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別控除	有	無
	情報通信機器等を取得した場合等の特別控除	有	無

※ 住宅借入金等特別控除については税源移譲に伴う経過措置あり

退職所得の課税方式（個人住民税）

他の所得と区分して次により分離課税（現年課税）

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

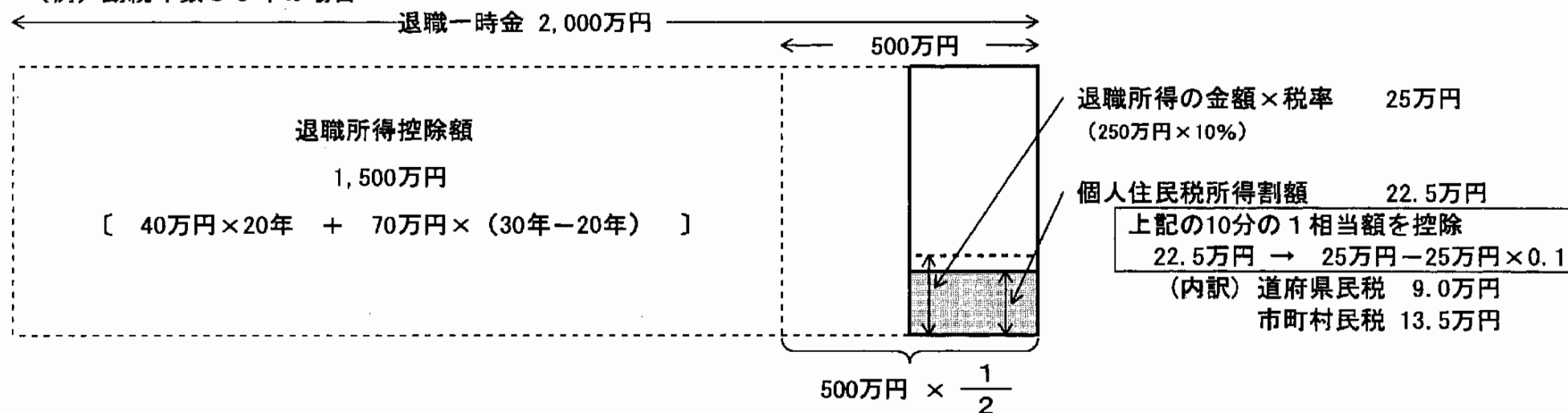
勤続年数20年まで 1年につき40万円 勤続年数20年超 1年につき70万円

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率} = \text{個人住民税所得割額}$$

（ただし、当分の間は、上記の金額からその10分の1相当額を控除）

課税所得金額	税率	道府県民税		市町村民税	
		道	府	市	町
一 律	10%	4%		6%	

（例）勤続年数30年の場合



※ 昭和41年までは前年度課税としていた。

個人住民税に関する最近の主な改正事項

- | | |
|----------|--|
| 平成11年度改正 | <ul style="list-style-type: none">・ 市町村民税所得割の最高税率引下げ（12%→10%）・ 定率減税の創設（税額の15%の定率控除・上限4万円）・ 特定扶養親族に係る扶養控除額の加算（平成12年度～） |
| 平成15年度改正 | <ul style="list-style-type: none">・ 配偶者特別控除（上乗せ部分）の廃止（平成17年度～）・ 道府県民税配当割及び株式等譲渡所得割の創設（平成16年1月～） |
| 平成16年度改正 | <ul style="list-style-type: none">・ 年金課税の見直し（老年者控除の廃止・公的年金等控除の見直し）（平成18年度～）・ 個人住民税均等割の人口段階別の税率区分の廃止・ 個人住民税均等割の生計同一の妻に対する非課税措置の廃止（平成17年度から段階的に廃止） |
| 平成17年度改正 | <ul style="list-style-type: none">・ 定率減税の縮減（税額の7.5%の定率控除 上限2万円）（平成18年度～）・ 65歳以上の者で一定の所得金額以下のものに対する非課税措置の廃止（平成18年度から段階的に廃止） |
| 平成18年度改正 | <ul style="list-style-type: none">・ 所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲・10%比例税率化（平成19年度～）・ 定率減税の廃止（平成19年度～）・ 地震保険料控除の創設（損害保険料控除の改組）（平成20年度～） |

年金受給者世帯と給与所得者世帯との個人住民税の課税最低限の状況

【 現 行 】

○ 年 金 受 給 者 世 帯

- ・ 65歳以上の者で配偶者が老人控除配偶者に該当する場合
<199.9万円>

公的年金等控除		基 礎 控 除	配偶者 控 除
120万円		33万円	38万円

社会保険料控除
8.9万円

- ・ 65歳以上の者で独身の場合
<157.1万円>

公的年金等控除		基 礎 控 除
120万円		33万円

社会保険料控除
4.1万円

○ 給 与 所 得 者 世 帯

- ・ 夫婦のみの給与所得者の場合
<145.5万円>

給与所得控除		基 礎 控 除	配偶者 控 除
65万円		33万円	33万円

社会保険料控除
14.5万円

【 平成16年度改正前 】

<275.4万円>

公的年金等控除		基 礎 控 除	配偶者 控 除	老年者 控 除
143.8万円		33万円	38万円	48万円

社会保険料控除
12.6万円

<228.8万円>

公的年金等控除		基 礎 控 除	老年者 控 除
140万円		33万円	48万円

社会保険料控除
7.8万円

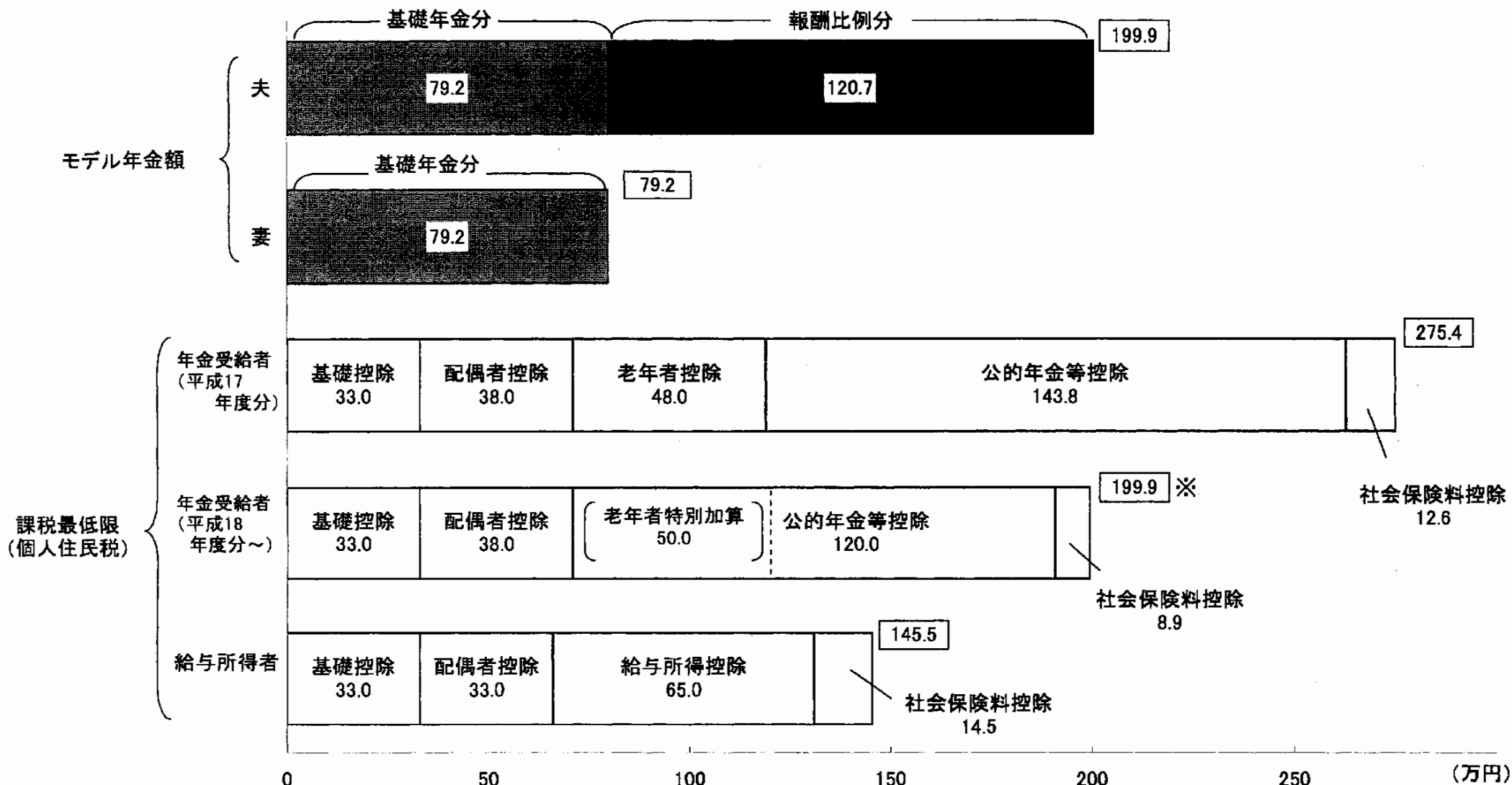
<145.5万円>

給与所得控除		基 礎 控 除	配偶者 控 除
65万円		33万円	33万円

社会保険料控除
14.5万円

(注) 平成16年度税制改正において、公的年金等控除の65歳以上の上乗せ措置及び老年者控除は廃止されている(平成18年度分以後の個人住民税について適用)。

モデル年金額と個人住民税の課税最低限



- (注) 1. モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマン夫婦(妻は専業主婦)の受け取る年金額(18年度物価スライド実施後)である。
 2. 年金受給者の課税最低限については、夫65歳以上・妻：70歳以上の者として計算している。
 3. 年金受給者の非課税限度額は夫・妻とも222.0万円であり、給与所得者世帯の非課税限度額は170.0万円である。

※ 専業主婦の年金収入(モデル基礎年金79.2万円)を含めると、課税されない世帯収入は279万円となる。これと同額の給与所得者の個人住民税負担(税源移譲後)は7.8万円

税源移譲後の所得税・個人住民税の税率

[改正前]

所得税			
課税所得			税率
	～	330万円	10%
330万円	～	900万円	20%
900万円	～	1,800万円	30%
1,800万円	～		37%

個人住民税			
課税所得			標準税率
	～	200万円	5%
200万円	～	700万円	10%
700万円	～		13%
(道府県民税)			
	～	700万円	2%
700万円	～		3%
(市町村民税)			
	～	200万円	3%
200万円	～	700万円	8%
700万円	～		10%

[改正後]

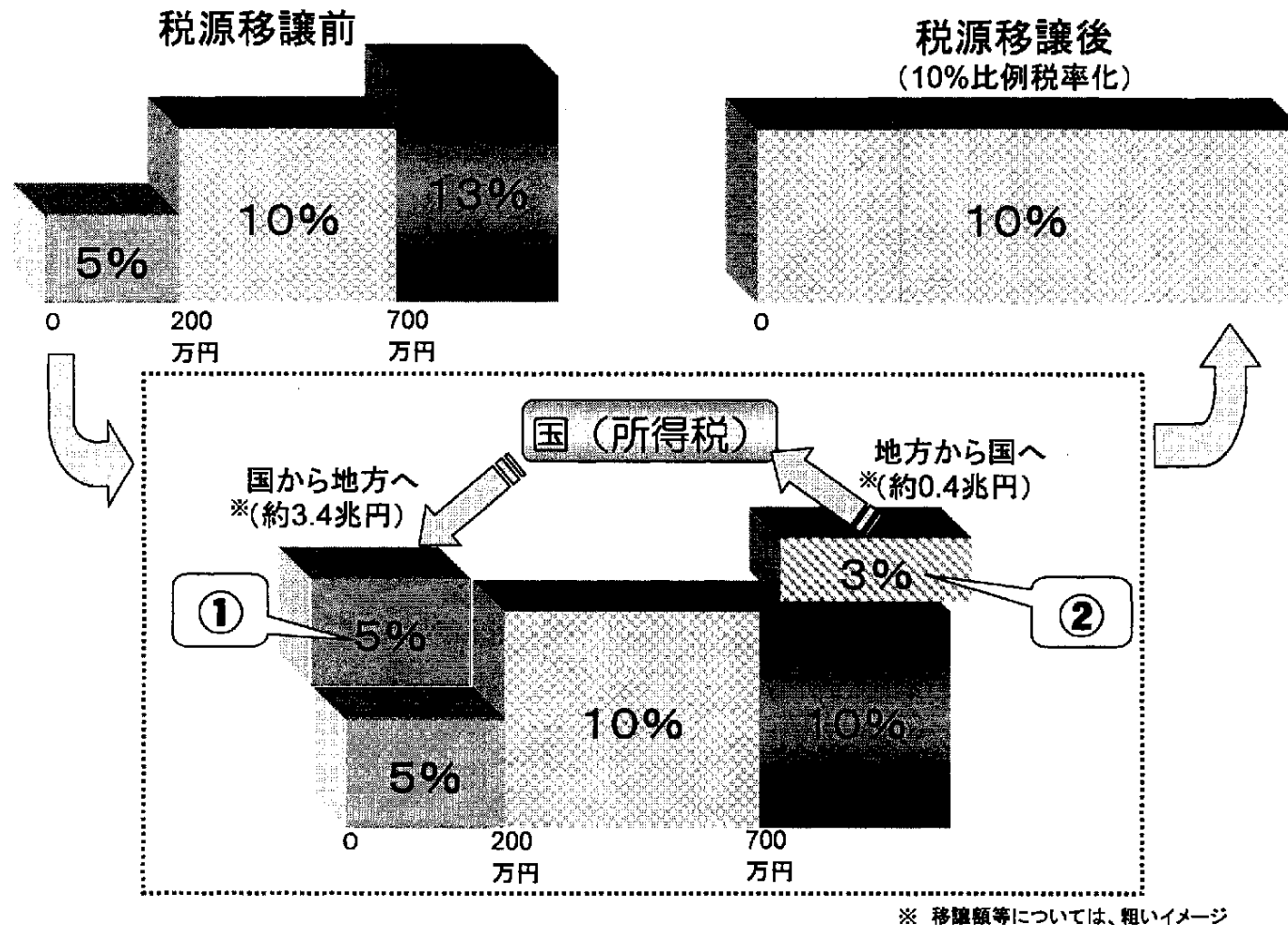
所得税			
課税所得			税率
	～	195万円	5%
195万円	～	330万円	10%
330万円	～	695万円	20%
695万円	～	900万円	23%
900万円	～	1,800万円	33%
1,800万円	～		40%

個人住民税			
課税所得			標準税率
一律			10%
(道府県民税)			
一律			4%
(市町村民税)			
一律			6%

(注)上記の改正は、平成19年分所得税及び平成19年度分個人住民税から適用されている。

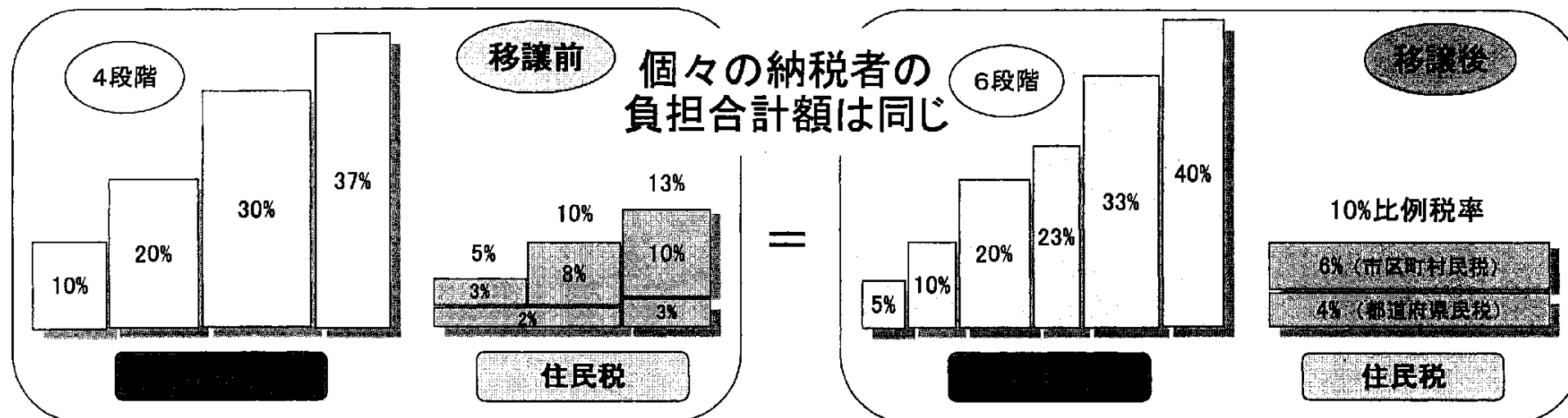
税源移譲に伴う個人住民税の税率構造の改正

- 税源移譲により税率を一律10%に改正。



②によって地方税が減る影響は、高額所得者が多い団体に大きく作用し、①によって地方税が増える影響は、全ての納税者に発生するため、全ての団体に作用することから、10%比例税率化には偏在是正効果がある。
また、所得にかかわらず、等しく10%の税を納めることで、地方税の応益原則が強化される。

税源移譲に伴う所得税・個人住民税の税額について



●独身者の場合(年額)

給与収入	税源移譲前 (単位:円)		
	所得税	住民税	合計
300万円	124,000	64,500	188,500
500万円	258,000	163,000	421,000
700万円	474,000	307,000	781,000
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000



税源移譲後 (単位:円)		
所得税	住民税	合計
62,000	126,500	188,500
160,500	260,500	421,000
376,500	404,500	781,000
868,500	650,500	1,519,000

=

負担 増減額
0円
0円
0円
0円

●夫婦＋子供2人の場合(年額)

給与収入	税源移譲前 (単位:円)		
	所得税	住民税	合計
300万円	0	9,000	9,000
500万円	119,000	76,000	195,000
700万円	263,000	196,000	459,000
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000



税源移譲後 (単位:円)		
所得税	住民税	合計
0	9,000	9,000
59,500	135,500	195,000
165,500	293,500	459,000
590,500	539,500	1,130,000

=

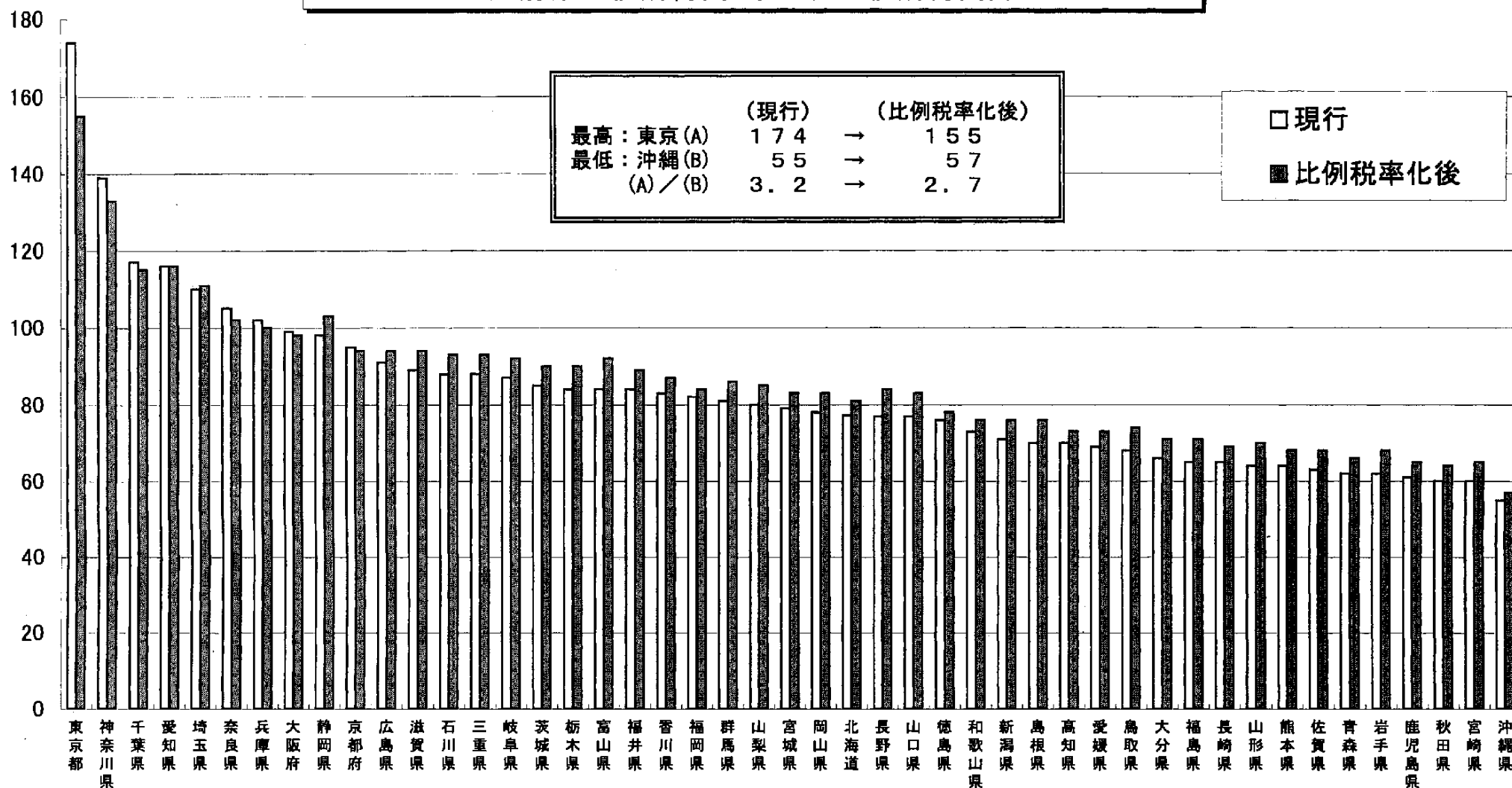
負担 増減額
0円
0円
0円
0円

※夫婦＋子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

10%比例税率化による人口1人当たり税収額の変化(全国平均=100)
—道府県民税所得割・市町村民税所得割計—



- (注) 1 1人当たり税収額の算出は、平成17年国勢調査人口による。
 2 現行税収の1人当たり税収額は、平成16年度決算見込額から算出している。
 3 比例税率化後の1人当たり税収額は、理論的に計算した、平成18年度所得譲与税の譲与基準である税源移譲見込額に基づき、算出している。
 4 比例税率化により指数が上昇する都道府県域はもちろん、指数が低下する都道府県域にあっても税収増となる。

地震保険料控除の創設(個人住民税)

制度の概要

改正前 [損害保険料控除]

支払った損害保険料の額に応じた
一定の金額を所得控除

[控除限度額]

長期損害保険: 1万円 (所得税: 1.5万円)

短期損害保険: 2千円 (所得税: 3千円)

ただし最大: 1万円 (所得税: 1.5万円)

(改組)



改正後 [地震保険料控除]

(平成20年度分から適用)

支払った地震保険料の1/2の額
を所得控除

[控除限度額]

2.5万円 (所得税: 5万円)

経過措置として、平成18年末までに締結した
長期損害保険に係る保険料については従前
どおり、損害保険料控除を適用できる。

(注)「長期損害保険」とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいい、「短期損害保険」とはそれ以外のものをいう。

減収見込額

45億円 (17年度)



99億円 (平年度)